

件名

登録済み

更新

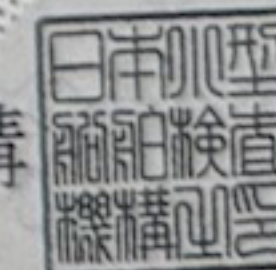
船 体	船 質	FRP	検査済票の番号		第235-19208号	
	主 要 目	長さ(LR)	7.05 m		船の長さ(L)	7.05 m
		幅 (BR)	2.24 m		船 の 幅(B)	2.24 m
		深さ(DR)	0.65 m		船の深さ(D)	0.65 m
		全 長	7m以上 12m未満		総トン数	1.3 トン
	製 造 者 名	釜石化成産業				
	製造者型式	カリブー26		製 造 番 号	T009	
機 関	予備検査番号	10-87159		船体識別番号	JP-MLIT0001764B	
	機関の種類	船外機	製 造 者 名		スズキ (株)	
	製造者型式	09003F		製 造 番 号	010011	
	予備検査番号			主 機		
	連続最大出力	66.20 KW		90.0 PS	連続最大回転数	5800 rpm
	機関の種類		製 造 者 名			
	製造者型式			製 造 番 号		
	予備検査番号			主 機		
	連続最大出力	KW		PS	連続最大回転数	rpm
	機関の種類		製 造 者 名			
	製造者型式			製 造 番 号		
	予備検査番号			ス ペ ア		
	連続最大出力	KW		PS	連続最大回転数	rpm
軸 系	プロペラ軸	材料				
		径	mm			
	中間軸	材料				
		径	mm			
法第4条の無線電信等 不要						

船舶検査済票の番号 第235-19208号

船舶検査手帳

令和 5年 6月29日 交付

日本小型船舶検査機構



(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記事	検査執行年月日 及び事務所
令和 5年 3月29日から 令和 5年 6月29日まで	第7回 定期検査		令和 5年 6月29日 鹿児島支部 
令和 8年 3月29日から 令和 8年 9月29日まで	第一種 中間検査		

(2) 無線電信等の施設の免除に関する記事

船舶情報

- ◆ 第1回定期検査 昭和62年 6月 9日 新造 進水年月 昭和62年 9月
- ◆ 施行規則第19条第2項第4号の取替え時に臨時検査を受けることを要しない船外機として、次のものを指定する。
 - (イ) 機関番号010011の船外機
 - (ロ) 連続最大出力66.20kw (90.0PS) 以下 (質量165.0kg以下) の船外機であって、予備検査又は検定の合格月 (合格月が表示されていないものにあつては、機構が確認した合格月) から3年6月を超えない期間において使用されるものに限る。
- ◆ 船位保持用電動船外機 (一式質量12.2kg) を搭載するものとして検査した。
- ◆ 本船は携帯電話のサービスエリア内のみを航行する旨の申し出があったので、小型船舶用信号紅炎の同等物として携帯電話の備付けを認めた。